

セーフティネット保証7号に係る提出書類等について
(金融取引の調整を行う金融機関関係)

1 認定基準（以下のいずれにも該当すること）

- イ 申請者が、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高がすべての金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
- ロ 申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が、前年同期比で10%以上減少していること。
- ハ 申請者のすべての金融機関からの直近の総借入金残高が、前年同期比で減少していること。

2 認定申請に係る提出書類**(1) 申請者が法人の場合**

1	7号認定申請書	1部
2	7号金融機関別借入金残高明細書	1部
3	履歴事項全部証明書等の、登記情報が確認できる資料（写し可） ※ 認定申請日から3箇月以内に発行されたもの ※ 京都市内に事業所があることを確認できない場合、許認可証や賃貸契約書等の写しが追加が必要です。	1部
4	指定金融機関を含むすべての金融機関の直近の残高証明書【原本】	各1部
5	指定金融機関を含むすべての金融機関の4の前年同月同日付の残高証明書【原本】	各1部
6	4及び5の日付が属する期の決算書（借入金及び支払利子の内訳書を含む一式）の写し	各1部

(2) 申請者が個人の場合

1	7号認定申請書	1部
2	7号金融機関別借入金残高明細書	1部
3	指定金融機関を含むすべての金融機関の直近の残高証明書【原本】	各1部
4	指定金融機関を含むすべての金融機関の3の前年同月同日付の残高証明書【原本】	各1部
5	3及び4の日付が属する期の確定申告書（収支内訳書・青色申告決算書等を含む一式）の写し ※ 京都市内に事業所があることを確認できない場合、許認可証や開業届、賃貸契約書等の写しが追加が必要です。	各1部

3 留意事項

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がありますので、金融機関等との事前事後の御相談は十分に行ってください。
- ・ 認定書を用いて信用保証協会へ申込みができる期間は発行日から起算して30日間です。

（裏面に続く）

7号認定申請書及び金融機関別借入金残高明細書作成にあたっての注意事項

1 借入金残高について

- 借入金残高は事業資金（運転又は設備資金）に限ります（原則、住宅ローンや教育ローン等の非事業性資金は含みません）。
- 事業資金のうち、代理貸し（取扱金融機関がリスク（負担金）を負わない代理貸付を除く）や当座貸越、事業資金を目的とした社債については、借入金残高に含まれます。
- 事業資金のうち、手形割引（電子記録債権割引を含む）は、借入金残高に含みません。

2 金融機関について

- 7号認定における金融機関とは、以下の金融機関を指し、破綻した金融機関及び整理回収機構も含まれます。

銀行	株式会社商工組合中央金庫	株式会社日本政策投資銀行
信用金庫及び信用金庫連合会	労働金庫及び労働金庫連合会	信用協同組合及び信用協同組合連合会
農業協同組合及び農業協同組合連合会	漁業協同組合及び漁業協同組合連合会	農林中央金庫
保険会社	信託会社	株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行	沖縄振興開発金融公庫	

- 指定金融機関は、中小企業庁のホームページにおいて公開されています。

3 認定基準について

- 認定基準イについて、複数の指定金融機関からの借入金残高の合計が、すべての金融機関からの総借入金残高の10%以上である場合は、認定基準を満たすこととします。この場合、7号認定申請書の指定金融機関の欄には、取引のある複数の指定金融機関名をすべて記入してください。
- 認定基準イについて、指定金融機関からの直近の借入金残高が、指定金融機関による「貸し渋り」や「貸しはがし」といった、「金融機関の取引上の制限」によって減少しており、すべての金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%を下回る場合に限っては、【A】指定金融機関からの直近の借入金残高として、前年同期の残高証明書の値を用いて算出することが可能です。

4 残高証明書について

- 直近の借入金残高を確認するための残高証明書の日付（基準日）については、原則として、申請日の前1箇月以内のものに限ります。
- 借入金残高の確認書類は、原則として残高証明書に限ります。各金融機関が発行する残高証明書の原本を提出してください。ただし、事業資金を目的とした社債で、残高証明書に金額が記載されないものについては、残高証明書に代えて社債原簿等の提出をお願いする場合があります。